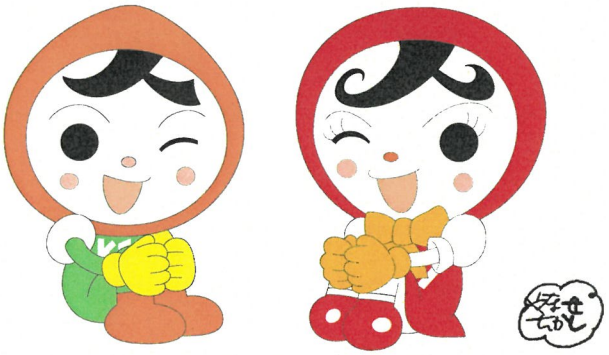
令和８年度 啓発活動重点目標

「誰か」のこと じゃない

第78回人権週間　　12月4日(金)～12月10日(木)

私たちが豊かな日常生活を営むためには、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を守ることが大切です。しかし、現状を見ると、いじめや虐待、性被害、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等に対する差別や偏見など多くの人権問題が依然として存在しています。

本市では、多様性を認め合う共生社会を目指し、令和5年4月からパートナーシップ宣誓制度を導入しています。社会に存在する全ての人権問題は、「誰か」のことではありません。私たち一人ひとりの問題としてとらえ、考え、行動していくことで、差別のない社会にしていきましょう。



人権イメージキャラクター　人KENまもる君　　人KENあゆみちゃん

啓発活動強調事項　18項目

1　女性の人権を守ろう
2　こどもの人権を守ろう
3　高齢者の人権を守ろう
4　障害を理由とする偏見や差別をなくそう
5　部落差別(同和問題)を解消しよう
6　アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
7　外国人の人権を尊重しよう
8　感染症に関連する偏見や差別をなくそう
9　ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
10　刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
11　犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
12　インターネット上の人権侵害をなくそう
13　北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
14　ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
15　性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
16　人身取引をなくそう
17　震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
18　ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

人権相談

いじめ、体罰、差別、いやがらせ、家庭問題などでお困りの方は、お近くの人権擁護委員か法務局または、毎月1回大洲市役所において「特設人権相談」を開設しておりますので、ご相談ください。

特設人権相談	■開 設 日	令和8年12月　4日（金）第１別館３階第3会議室
		令和9年　1月20日（水）第１別館３階第2会議室
		令和9年　2月20日（金）第１別館３階第1会議室
		令和9年　3月19日（金）第１別館３階第1会議室
	■開設時間	午前10時から正午まで
	■開設場所	大洲市役所庁舎　各会議室

大洲市
大洲市人権教育協議会
愛媛県人権対策協議会大洲支部
大洲人権擁護委員協議会
松山地方法務局大洲支局